

## 北斗市農業後継者対策協議会規約

### (目的)

第1条 北斗市の農業者が、明るい希望と誇りをもって農業に従事することができるように、豊かな農村社会の建設と本市の農業後継者の確保を図るものである。

### (名称)

第2条 この協議会は「北斗市農業後継者対策協議会」（以下「協議会」という。）と称し、事務局を北斗市農業委員会事務局内に置く。

### (事業内容)

第3条 この協議会は、次の事業を行うものとする。

- (1) 農業後継者台帳の作成及び整備。
- (2) 研修会の開催及び参加。
- (3) その他結婚問題に関すること。

### (構成)

第4条 この協議会の委員は、次の団体の代表者をもって構成する。

- (1) 北斗市
- (2) 新函館農業協同組合大野基幹支店
- (3) 渡島農業改良普及センター
- (4) 北斗市農業委員会
- (5) J A新函館青年部北斗地区青年部
- (6) J A新函館大野支店女性部
- (7) J A新函館上磯支店女性部
- (8) 北斗市4Hクラブ
- (9) 北海道大野農業高等学校

### (役員)

第5条 この協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長1名、監事2名
- (2) 役員の実選は、協議会委員の実選とする。

### (任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、団体代表者の委員はその任期中とし、補欠により就任した役員は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 この協議会の会議は、次のとおりとする。

総 会

- 2 総会は、毎年4月に会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

(経 費)

第8条 この協議会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第9条 この協議会の事業年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成18年2月10日より施行する。

附 則

この規約は、平成18年7月10日より適用する。

附 則

この規約は、平成19年7月11日より適用する。

附 則

この規約は、平成20年1月15日より適用する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日より適用する。